

告示

埼玉県告示第三百五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第二項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から申請書が提出されたので、同条第四項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び同条第三項の当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
株式会社ショーモン
埼玉県さいたま市見沼区大字片柳千四十五番地の一
代表取締役 松澤敏也
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
埼玉県久喜市河原井町二十六番及び二十七番
- 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七
条第三号、八号及び十三号の二に規定する焼却施設
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系
固形不要物、ゴムくず、感染性産業廃棄物

五 申請年月日

令和元年十二月二十五日

六 縦覧場所及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧時間
埼玉県環境部産業廃棄物指導課	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県東部環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
久喜市環境課（菖蒲総合支所）	午前九時から午後四時三十分まで
白岡市環境課	午前九時から午後四時三十分まで

七 縦覧期間

令和二年四月三日から令和二年五月七日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日

に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

八 意見書の記載事項

イ 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 意見書を提出する理由

ハ 生活環境の保全上の見地からの意見

九 意見書の提出期間

令和二年四月三日から令和二年五月二十一日まで

十 意見書の提出方法

イ 日本語によること

ロ 持参又は郵送（令和二年五月二十一日消印有効）

十一 意見書の提出先

埼玉県東部環境管理事務所（郵便番号三四五―〇〇二五 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地五丁目四番十号）